

令和6年度 生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業及び 受診行動適正化事業について

健康部医療保険年金課

事業概要

事業① 生活習慣病治療中断者への 受診勧奨事業

生活習慣病治療中に、定期的な診療や適切な服薬を自己判断で中断してしまうと…

気づかぬうちに病状が重症化し、命が危険にさらされる可能性があります。



事業①では、

かつて生活習慣病で治療を行っていたにもかかわらず、治療を中断している可能性がある区民（新宿区国民健康保険被保険者）に対し、医療機関への受診勧奨を実施。

対象者数：約260名

事業② 受診行動適正化事業

同じ症状で複数の病院を受診し、その結果、同様の薬を重複服用してしまったり、お薬手帳を利用しないために、飲み合わせの悪い薬の服用をしてしまう…

薬の効果が強くなったり、薬の副作用や飲み合わせの悪い薬による健康被害が生じる可能性があります。



事業②では、

重複受診・頻回受診、重複服薬や併用禁忌薬剤使用の可能性がある区民（新宿区国民健康保険被保険者）に対し、適切な情報の提供や専門職による指導等を実施。

対象者数：約180名

事業①②の事業の流れ

新宿区



◇通知を発送



◇専門職による
電話指導・問合せ対応

*業務委託

対象者へのアプローチ

対象者



レセプトデータより抽出した区民（新宿区国民健康保険被保険者）

受診行動の変容

医療機関



薬局



適正な受診行動と適切な服薬

これらの取り組みを通して、被保険者の医療に対する理解を深め、健康寿命の延伸を目指していきます。

対象者

かかりつけ医とかかりつけ薬局を決めて、受診状況や服薬の管理がしやすくなった！



効果

